

平成24年5月16日

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

室長補佐 喜田川 典秀（内線2898）

調整係長 唐島 啓一（内線2830）

（代表電話）03（5253）1111

（直通電話）03（3595）2614

平成24年（2012年）5月に発生した突風等に伴う 被害状況及び対応について（第3報）

1 災害救助法関係

○災害救助法の適用

- ・茨城県4市（つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市）（法適用日5/6）
- ・栃木県1市2町（真岡市、芳賀郡茂木町、益子町）（法適用日5/6）

○関係通知

避難所の生活環境の整備等について、十分な配慮を行うよう茨城県、栃木県に通知。

2 医療救護班

○DMAT（災害派遣医療チーム）について、茨城県内5チームで対応。（5/6 20:00前に全て撤収）

3 福祉施設、医療施設等被害状況

（1）福祉施設

○茨城県で9カ所、栃木県で4カ所が被災し、人的被害（茨城県の入居者2名・従業員2名軽傷）、ガラス破損、停電等あり。（復旧済み）

（2）医療施設

○茨城県における被害状況

- ・独立行政法人国立病院機構水戸医療センターにて、落雷による停電があり、エレベーター及びオーダーリング機能が一時停止。（復旧済み）
- ・独立行政法人国立病院機構茨城東病院にて、ヒョウが降り敷地内の街灯ランプが割れる被害あり。（復旧済み）
- ・民間医療機関9カ所（つくば市）においてガラス・屋根破損、停電・断水の被害あり、人的被害なし。（復旧済み）

○栃木県における被害状況

- ・民間医療機関1カ所（益子町）においてガラス破損、人的被害なし。（復旧済み）

4 水道の被害状況等 (5/16 14:00現在)

(1) 被害状況

- 茨城県つくば市（12地区）で約5,200世帯断水。（復旧済み）
- 栃木県益子町で26戸断水。（復旧済み）

(2) 応急給水

- 日本水道協会茨城支部（日立市）により、断水時の給水活動（給水車7台）を行った。
(復旧により応急給水終了（給水車撤収済み）)

5 雇用促進住宅の被害状況

- 雇用促進住宅北条宿舎（つくば市）で多数の住戸において、ガラス等が破損。
- 被災された入居者に対して、希望に応じて別の雇用促進住宅を紹介する方針。

6 医療保険制度の対応

- 被用者保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免等及び保険料の納期限の延長ができること等について、健康保険組合等に通知。（5/8）
- 国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）等の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、茨城県及び栃木県に通知。（5/8）
- 後期高齢者医療制度においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、茨城県及び栃木県等の関係団体等に通知。（5/8）

7 介護保険制度の対応

- 茨城県及び栃木県に対して、被災した要介護高齢者等への対応として以下を通知。（5/8）
 - ・避難所や旅館等の避難先においてもヘルパー等による介護サービスの提供を可能とすること
 - ・介護保険施設等で定員超過でのサービス提供を認めること（介護報酬の減額を行わない。人員基準等の違反としない。）
 - ・市町村の判断により、利用者負担額・介護保険料の負担が困難な者の減免等が可能であり、減免額が一定以上となった場合には、国による特別調整交付金の交付対象とすること

8 地方支分部局の被害状況

- 茨城労働局・栃木労働局ともに被害なし。

9 義援金の受付状況

- 日本赤十字社は、下記期間で義援金の受付を実施。
 - ・茨城県 5月8日（火）～7月31日（火）
 - ・栃木県 5月10日（木）～7月31日（火）

平成24年5月7日(19:40)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 日野 徹(内線2819)
 救助係員 谷山 里之(内線2830)
 (代表電話)03(5253)1111
 (直通電話)03(3595)2614

平成24年5月に発生した突風等にかかる災害救助法の適用について
 (第2報)

1 災害の概要

突風等による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じたため、茨城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【栃木県】 真岡市 (もおかし) 芳賀郡茂木町 (はがぐんもとぎまち) 芳賀郡益子町 (はがぐんまにまち)	5月6日 〃 〃	突風による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	
【茨城県】 ※つくば市 (つくば) ※常陸大宮市 (ひたちおおみやし) ※筑西市 (ちくせいし) ※桜川市 (さくらがわし)	5月6日 〃 〃 〃		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等

過去の事例

平成18年11月10日16時00分現在

北海道佐呂間町における竜巻による被害状況及び対応について(第2-1報)

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

- ・11月7日(火)15時46分 省内における連絡体制を整備
- ・11月7日(火) 北海道労働局に対策本部を立ち上げ、担当官を現場に派遣
　　溝手防災担当大臣を団長とする政府調査団に担当官を派遣

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(1) 災害救助法の適用(11/8 18:00現在)-都道府県知事が決定する。

北海道常呂郡佐呂間町 [ホッカイトウコロゲンサロマチョウ] (法適用日11月7日)

(2) 医療活動関係

・11月7日

- 15:00 北海道において、広域災害・救急医療情報システムを災害モードにて運用
- 17:50 災害派遣医療チーム(DMAT)2チームが出動

(3) 義援金関係

- ・日本赤十字社等が、「平成18年佐呂間町竜巻災害義援金」(11月10日～12月8日)の募集を開始(11/10)

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 片桐 昌二 (内線 2899)
 救助係長 高宮 理明 (内線 2819)
 電話 (代表) 03-5253-1111
 (夜間直通) 03-3595-2614

平成18年11月8日(18:00)

北海道佐呂間町における竜巻災害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

竜巻災害により、北海道常呂郡佐呂間町において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、北海道は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【北海道】 常呂郡佐呂間町 (ところぐんさろまちよ)	11月7日	竜巻災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要な状態となっている。	

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他のによる食品の給与 等